

質疑回答書（参加資格確認）

2026 年 6 月 19 日

参加者各位

町田市長 稲垣 康治

参加資格確認に関する質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル (総合体育館改修事業に伴う技術協力業務委託)	
【担当者名】 財務部営繕課計画係	
【電話】 直通 042-724-1293	
質問内容	回答内容
1. ・運営形態について 「町田市発注の建設工事に係る共同企業体取扱要領」第5において「ただし、施工上特に必要と認めるときは、業種別の分担方式によることができる」との但し書きが設けられております。 今回工事においては、この但し書きに基づき、異なる業種の事業者がそれぞれの担当業種を分担して施工する「異業種 JV（業種別分担方式）」の結成が認められるか、またその際、複数業種の組み合わせや分担割合等に特段の制限はないという認識でよろしいでしょうか。	確実かつ円滑な施工体制の確保が行える前提で、市内の中小規模事業者の振興に寄与するものであり、提案内容により必要と認められる場合は、「町田市発注の建設工事に係る共同企業体取扱要領」第5の但し書きによることも可能です。 その場合の組み合わせ等の制限はございません。
2. ・共同企業体の構成員数について 「町田市発注の建設工事に係る共同企業体取扱要領」第4において「共同企業体の構成にあたっては、原則として、次の各項によるものとする」とあり、同項(1)にて「構成員の数は、2 者ないし 3 者とする」と定められております。 今回工事においては、この原則としての制限はなく、複数社（4 社以上）となることも妨げられないという認識でよろしいでしょうか。	質問内容 1 の回答と同様の趣旨に基づき、提案内容により、必要と認められる場合はお見込みの通りとなります。
3. 説明書第 II 3(5)⑤に規定されている「技術協力業務を行った実績」について、共同企業体の構成員として従事した実績であっても提出は可能でしょうか。 また、提出可能な場合、出資比率等の制限はありますでしょうか。	共同企業体の構成員として従事した実績であっても提出は可能です。 出資比率等の制限はありませんが、主体的に業務を実施した実績を求めています。
4. ・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P1 I 一般事項 2 用語等の定義 (1)別契約となる「総合体育館改修工事基本・実施設計業務委託」の内容を開示していただけますでしょうか。開示いただける場合、いつの開示となりますでしょうか。	別契約となる「総合体育館改修工事基本・実施設計業務委託」の内容は、技術協力業務委託契約後に開示いたします。

5.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P2 4 工事請負契約までの過程 (4) 優先交渉権者は実施設計業務完了後の見積合せまでに自らの責任において「I-11 地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成」の要件を満たす特定建設工事共同企業体を結成することができますが、工事金額を合意する工事請負契約締結までとしていただけますでしょうか。	プロポーザル説明書に記載の通り、「実施設計業務完了後の見積合せまで」となります。 これは、価格交渉が成立後であり、優先交渉権者の特定がされた後となります。
6.	・様式 1-2 参加資格要件チェックリスト 1) 参加資格要件 ⑧町田市の競争入札参加資格を保有しており、建築工事の格付等級区分がAであることの証明できる書類について、 東京電子自治体共同運営電子調達サービス HP より、弊社についての各自治体入札参加資格と建築工事格付等級が記載されているページの写しでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7.	・様式 2-1 施工実績書「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」で技術協力業務を行った実績の記載について、技術協力業務の契約実績のみの記載でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P3 I 一般事項、5 対象工事の概要 (2025 年 8 月契約「総合体育館改修工事基本・実施設計業務委託」より) の部分において、 「※」は、別契約となる設計業務委託において追加が見込まれている工事』とありますが、参考額 15,200,000,000 円 (税抜き) に含まれていない認識でよろしいでしょうか。 【参考】※の工事はアリーナ床改修工事、建具改修、シーリング改修工事、エレベーター改修工事 (3 基)	お見込みの通り、追加が見込まれる工事は参考額に含まれておりません。 なお、【参考】でお示しいただいている、※の工事は、アリーナ床改修工事、建具改修となります。
9.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P4 I 一般事項、5 対象工事の概要 (2025 年 8 月契約「総合体育館改修工事基本・実施設計業務委託」より) の (1) 工事の規模・内容、⑦工期において、 2027 年 12 月からとなっておりますが、本契約の締結が 2027 年 12 月下旬 (予定) となっております。工事着手は本契約後の 2027 年 12 月下旬 (予定) からとの認識でよろしいでしょうか。	契約工期が 2027 年 12 月 (12 月下旬 (予定)) からとなります。 現場での工事着手時期は、技術提案内容や工事内容を踏まえて施設運営側との調整が必要となりますが、現状は休館となる 2028 年 1 月中旬からを想定しております。
10.	・上記の場合、施設の休館は 2028 年 1 月中旬からを想定されておりますが、工事着手から 2028 年 1 月中旬までの期間で可能な工事範囲をお示し頂けますでしょうか。	プロポーザル説明書 P13、2. 1. 2 施工方法・施工計画等の立案に向けた課題等に関する提案 (3) ①に記載の通りとなります。

1 1.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P5 I 一般事項、8 技術協力業務の概要、(3)履行期間 契約確定日は2026年10月上旬を予定されていますが、本契約に際し、議会承認を要しないとの理解でよろしいでしょうか。	本契約は、令和8年（2026年）第3回町田市議会定例会において、技術協力業務委託に関する補正予算の可決をもって締結いたします。
1 2.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P5 I 一般事項、8 技術協力業務の概要、(6) 業務内容、② 施工実施方針及び施工計画の作成において、 『iii) 適正工期（休館期間の設定を含む。）の検討・提案及び工程表の作成』とありますが、休館期間は2028年1月中旬からいつまでを想定していますでしょうか。また、ECI期間中において工期を検討するという理解でよろしいでしょうか。	休館期間は2028年1月中旬から最長で2030年5月の工事の完了までを想定しておりますが、技術提案内容を踏まえて調整を行います。 また、技術協力業務期間中に工期を検討いただきます。
1 3.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P5 I 一般事項、8 技術協力業務の概要、(6) 業務内容、④ 技術提案及び設計図書作成協力において、 『設計図書作成協力』とありますが、設計図書作成は業務委託されている設計事務所が行うという認識でよろしいでしょうか。	設計図書作成は、別契約となる設計者が行います。 本プロポーザルで決定する施工予定者（優先交渉権者）からの技術提案内容を設計図書に反映するにあたり、必要な協力を行う趣旨の記載となります。
1 4.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P13 V 技術提案書等の提出、2 技術提案書等の作成、2.1 技術提案の内容、2.1.2 施工方法・施工計画等の立案に向けた課題等に関する提案、(2) 屋根の施工方法についての提案において、 『基本設計段階の工法比較資料を参考に、品質確保を前提として漏水解消を目指すための施工方法等について提案すること。』とありますが、その工法比較検討資料以外から選択することも可能でしょうか。	お見込みの通りです。 工法比較資料に無い工法等の技術提案を妨げるものではございません。
1 5.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P13 V 技術提案書等の提出、2 技術提案書等の作成、2.1 技術提案の内容、2.1.2 施工方法・施工計画等の立案に向けた課題等に関する提案、(3) 工程計画の立案及び工期厳守等に向けた施工上の課題・不確定要素に対する提案において、 『施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工し、休館期間を短縮する等の提案をすることも可能であり、その場合は通常営業時の施設利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。』とありますが、施設運営に	質問内容10の回答と同様です。 なお、工事請負契約時期の各種大会の開催日程は未定となります。直近の開催日程等は、町田市ホームページ内にある「町田市立総合体育館（指定管理者ホームページ）(外部サイト)」を参考にしてください。 URL「https://gion-machida.com/gymnasium/」

	支障がない範囲をお示し頂けますでしょうか。また、各種大会の開催日程や動線、使用範囲などをお示し頂けますでしょうか。	
16.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P20 別紙①、総合体育館改修工事内容、建築において、『トップライトの閉塞※』とあり、※は基本設計段階で改修方法を変更・追加する見込みの内容と記載がございますが、閉塞をするか否かは基本設計完了時に決定され、その内容は参考額 15,200,000,000 円（税抜き）に含まれていない認識でよろしいでしょうか。	「トップライトの閉塞」については、技術提案内容を踏まえ、実施設計段階で決定します。 参考額には、金属屋根改修工事としてトップライトの改修が含まれています。
17.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P4 I 一般事項、6 設計業務等の受託者において、CMR：未定となっておりますが、出件時期及び決定時期をお示し頂けますでしょうか。	出件時期は調整中であり、決定時期は技術協力業務委託の契約と同時期と考えております。
18.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P5 I 一般事項、8 技術協力業務の概要、(4) 履行場所において、履行場所とはどちらを予定されていますでしょうか。また、履行場所を借用して行う場合、費用負担は町田市でよろしいでしょうか。	履行場所については、優先交渉権者の施設や町田市役所等を想定しており、費用の発生は想定しておりません。
19.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P5 I 一般事項、8 技術協力業務の概要、(6) 業務内容において、記載以外の業務が発生した場合、その費用は追加契約となる認識でよろしいでしょうか。	発注者との協議により、必要と認められる場合は変更契約を行います。
20.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P7 I 一般事項 10 参加資格要件 (10) に記載の業務責任者について、複数人登録できるとの理解でよろしいでしょうか。	業務責任者は 1 名を記載してください。
21.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P7 I 一般事項 10 参加資格要件 (11) に記載の監理技術者について、複数人登録できるとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者は配置予定となる者を 1 名記載してください。 なお、工事請負契約締結後の監理技術者の配置等は建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定によります。

22.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P8 Ⅱ 参加資格および書類審査 2 書類審査において、同種工事の規模や実績・経験の数等の定量的な評価を行うとありますが、審査基準は開示されますでしょうか。	審査基準は、「同種工事の規模や実績・経験の数等」の記載の通りです。また、プロポーザル説明書 P8、9 の「Ⅱ 参加資格および書類審査 3 提出書類 (5) から (7) までの記載内容、各種様式からお読み取りください。
23.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P9 Ⅱ 参加資格および書類審査 3 提出書類(5)⑤「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」で技術協力業務を行った実績について、複数実績を記載できるという理解でよろしいでしょうか。	Ⅱ 参加資格および書類審査 3 提出書類(5)⑤「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」で技術協力業務を行った実績については、1 件のみの記載で構いません。複数実績を記載いただいても評価に影響を及ぼすことはありません。
24.	・総合体育館改修工事優先交渉権者選定プロポーザル説明書 P9 Ⅱ 参加資格および書類審査 3 提出書類(5)⑤「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」で技術協力業務を行った実績がある場合は、その件名を記入し、契約書の写しを添付することとの記載がありますが、民間 ECI の実績の場合、業務委託内容に守秘がございます。可能範囲での記載でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとなりますが、技術協力業務の実績については、可能な限りプロポーザル説明書で求める事項が分かる記載としてください。